

認定支援機関様  
金融機関担当者様

## 静岡県中小企業活性化協議会（経営改善）からのお知らせ

### No4-1 経営改善支援センターの名称変更および 制度見直しに伴う書式の注意点

令和4年4月1日

いつもお世話になります。

静岡県経営改善支援センターは、経済産業省・金融庁・財務省が発表した「中小企業活性化パッケージ」に伴い静岡県中小企業再生支援協議会と統合し、令和4年4月1日、名称が「静岡県中小企業活性化協議会」に変わりました。

「経営改善計画策定支援事業」は新協議会の事業となりますが、旧「静岡県経営改善支援センター」の住所、電話番号、Emailとも変わりません。職員も同様です。

引き続きご愛顧のほどよろしく申し上げます。

令和4年3月、中小企業庁は405事業、ポストコロ事業の制度見直しを発表していましたが、本日、制度見直し後の手引き、手続きマニュアル・FAQ、新書式等が中小企業庁HPに掲載されました。主な見直しの概要は以下の通りです。

なお、新制度が適応されるのは令和4年4月1日以降に利用申請する案件です。令和4年3月31日までに利用決定した案件は、新制度の対象とはなりません。

#### 【405・ポストコロ共通】

- ・補助枠の拡大
- ・伴走支援（モニタリング）の実施を交付要件化。計画時支払は補助金額の1/2とし残額は初回モニタリング支払申請時に支払う。
- ・モニタリング支払申請に有効期限を設定（最終モニタリング実施予定日から6ヵ月）
- ・経営者保証解除のための金融機関交渉費用の補助枠新設

#### 【405】

- ・中小企業版GL枠（事業再生のための私的整理ガイドライン枠）の新設

#### 【ポストコロ】

- ・「コロナ・ウクライナ情勢・原油価格高騰等」に起因した事業者は、過去にプレ405及びポストコロ事業並びに405事業を利用していても、2回までは利用可能。

詳細は中小企業庁のサイトをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>

次に、申請する書式についてですが、新書式と旧書式（従来の書式）を併行して使用します。紛らわしいのでご注意ください。以下説明します。

○利用申請は、新書式を使用する

**令和4年4月1日以降に利用申請する案件は、新書式**を使用します。

新書式は前頁に記載した中小企業庁 HP からダウンロードしてください。

「静岡県中小企業活性化協議会 経営改善」HP（旧静岡県経営改善支援センターHP）は、現状、旧書式のみを添付しています。新書式（中小版 GL 枠を除く）の掲載は5月中旬ごろを予定しています。

○【重要】支払申請・モニタリング支払申請は、旧書式（経営改善支援センターの書式）を使用する（仮申請の受付を再開しています）

**令和4年3月31日迄に利用決定した案件の支払申請・モニタリング支払申請は、旧書式**（経営改善支援センターの書式）を使用します。旧書式の文中に「経営改善支援センター」とありますが、名称は変更せずそのまま使用してください。

（令和4年3月31日までに利用決定した案件だと認識するため、変更しないで使用してください）

旧書式は、「静岡県中小企業活性化協議会 経営改善」HP よりダウンロードできます。なお、「静岡県経営改善支援センター」HP は、本日より「静岡県中小企業活性化協議会 経営改善」HP に名前を変更しました。HP サイトに変更はありません。

HP サイトは 「静岡県中小企業活性化協議会 経営改善支援 」

<https://shizuoka-cci.or.jp/kaizen>

不明な点はお問い合わせください。

以上

お問合せ先 静岡県中小企業活性化協議会

経営改善支援担当 真野、山本

☎ 054-275-1880

アドレス [kaizenshien@shizuoka-cci.or.jp](mailto:kaizenshien@shizuoka-cci.or.jp)

郵便の宛先

〒420-0851 静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所3F

「静岡県中小企業活性化協議会（経営改善）」宛 記入してください。